

山梨県公報

第二千五百六十九号

平成二十七年

十二月二十四日

木曜日

次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

訓令

山梨県訓令第十四号

本 庁

さわやか・やまなし環境創造本部規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

さわやか・やまなし環境創造本部規程の全部を改正する訓令

さわやか・やまなし環境創造本部規程(平成二十年山梨県訓令甲第十二号)の全部を次のように改正する。

健やか・快適環境創造本部規程

(設置)

第一条 山梨県環境基本条例(平成十六年山梨県条例第二号)の理念にのっとり、「健

やか・快適環境の創造」に向けて、魅力あふれる景観の創造及び地球温暖化対策、廃棄物対策、自然保護対策等の環境の保全に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、健やか・快適環境創造本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第二条 本部は、本部会議及び幹事会並びに専門部会をもって構成する。

(本部長、本部長代理及び副本部長)

第三条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は森林環境部長をもって充てる。

(本部会議)

第四条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。

- 一 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
 - 二 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。
 - 三 その他必要と認められる事項に関すること。
- 2** 本部会議の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3** 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

第五条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

(幹事会)

目次

○保安林の指定の予定……………七九九

訓令

○さわやか・やまなし環境創造本部規程の全部を改正する訓令……………七九九

公告

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………八〇〇

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)……………八〇一

告示

山梨県告示第四百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十二月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲州市大和町初鹿野字穴沢四五六六の二・字天狗松四六〇四の三・四六〇七の三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。
3 幹事会は、森林環境部次長が招集し、掌理する。
(専門部会)

第六条 特別の事項を調査する必要があるときは、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)
第七条 本部会議及び幹事会の庶務は、森林環境部森林環境総務課において行う。

(委任)
第八条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第一(第四条関係)

副知事 公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事政策局長 企画県民部長 リニア交通局長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 エネルギー局長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 防災危機管理監 林務長
別表第二(第五条関係)
知事政策局次長 企画県民部次長 リニア交通局長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 エネルギー政策課長 産業労働部次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
小林 基章	こばやしこど	山梨県中央市若宮四	介護予防居宅療	平成二十七

永田 智一	特定非営利活動法人心優	株式会社ケアリンク	有限会社千秋舎	もクリニク	十六番地八	養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし)	平成二十七年十一月一日
オリーブ歯科クリニック	訪問介護ゆたか	甲州茶話本舗 デイサービス こうふ亭	薬局医大若宮店	山梨県中央市若宮四十六番地二	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	同	同
山梨県南アルプス市在家塚四百七十一番地二	山梨県中巨摩郡昭和町押越千七百番地	山梨県甲府市里吉一丁目六番一号	通所介護	同	同	同	同
介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし)	同	同	同	同	同	同	同

株式会社 プラスユー株 式会社	デイサービス センター奏楽	山梨県甲府市上石田 三丁目十九番二十三 号	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十七 年十一月八 日
同	訪問介護事業 所奏楽	山梨県甲府市上石田 三丁目三番十九号	介護予防訪問介 護 訪問介護	同
株式会社日知 リハ	訪問看護ステ ーションかい じ	山梨県笛吹市石和町 窪中島百二十九番地	介護予防訪問看 護 訪問看護	平成二十七 年十一月十 九日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年十二月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十一月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社中央型榨工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見一丁目十六番二十五号

山梨県知事 後 藤 齋

- 3 代表者の氏名 渡邊英明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一三三）第六〇八六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ
工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年十二月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十一月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 アスビック株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町七百番地
 - 3 代表者の氏名 深澤由理子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般一三三）第八二五九号
 - 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・
ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工
事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年十二月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十一月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社ジーテック
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上今諏訪千八百六番地四
 - 3 代表者の氏名 内田久俊

山梨県知事 後 藤 齋

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九五〇五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十二月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十一月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社中澤組
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新屋二百四十四番地二
 - 3 代表者の氏名 中澤忠一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第五〇四八号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十二月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十一月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社山見工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市美咲一丁目十六番二号
 - 3 代表者の氏名 山見正男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第七九三八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

- 工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十一月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十二月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十一月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 大峰工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田五千三百四十一番地十一
 - 3 代表者の氏名 大友敏
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八一五九号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。